



漁 場 利 用 協 定 書

大分県漁業協同組合（以下「甲」という。）、大分県遊漁船業協同組合（以下「乙」という。）並びに大分県小型船安全協会連合会及び別府湾船釣り連合会（以下「丙」という。）は、漁場の適正な利用を図るため、沿岸漁場整備開発法第24条の規定に基づき、次のとおり漁場利用協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）



第1条 本協定は、別府湾南部海域における水産動物の資源保護を図るとともに、漁業、遊漁船業及び遊漁の秩序ある漁場利用を確立し、相互の活動上の紛争の未然防止を図ることを目的とする。

（対象海域）

第2条 本協定の対象海域は、大分海区漁業調整委員会指示（令和7年大分海区漁業調整委員会告示第5号）第1項のただし書に規定された別紙図面の海域とする。

（別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会）

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

（構成員に対する指導の徹底）



第4条 甲、乙及び丙は、それぞれの構成員に対して本協定の内容遵守について指導を文書等で徹底するものとする。

（まきえ船釣りの時間）

第5条 甲、乙及び丙の構成員が、あみ等のまきえを使用して行う船釣り（以下「まきえ船釣り」という。）を行い、又は遊漁船業を行うに際しその乗客に対してまきえ船釣りを行わせる時間は、日の出から午後3時までとする。ただし、6月1日から9月30日までの間は、日の出から午後4時までとする。

（まきえの量及び採捕量）

第6条 甲、乙及び丙の構成員が、まきえ船釣りを行う場合のまきえの量は1人1日7.5kg以内とし、採捕量は1人1日30尾までとする。

2 甲、乙及び丙の構成員が、遊漁船業を行うに際しその乗客に対してまきえ船釣りを行わせる場合、まきえの量は乗客1人1日7.5kg以内とし、採捕量は乗客1人1日30尾までとし、乗客1人が船に持ち込めるクーラーボックスの容量は35リットルまでとする。



（シーアンカー）

第7条 甲、乙及び丙の構成員が、まきえ船釣りを行い、又は遊漁船業を行うに際しその乗客に対してまきえ船釣りを行わせる船舶のシーアンカーは、ブイの色を鮮明にし、船体からブイまでの長さは船舶の全長の2倍以内、海面からパラシュート中心部までの深さは15ヒロ以内とする。

(船舶の連結の禁止)

第8条 甲、乙及び丙の構成員が、まきえ船釣りをを行い、又は遊漁船業を行うに際しその乗客に対してまきえ船釣りを行わせる場合は対象海域内での船舶の連結を禁止する。

(ステッカーの表示)

第9条 甲、乙及び丙の構成員が、まきえ船釣りをを行い、又は遊漁船業を行うに際しその乗客に対してまきえ船釣りを行わせる場合には、別に定める様式のステッカーをその船舶の見やすい場所に表示するものとする。

(操業の相互尊重)

第10条 遊漁者側は、航行、遊漁及び遊漁案内に際し漁業専業者の操業上の慣習を尊重し、その正当な操業を妨げないものとし、漁業者側は遊漁及び遊漁船業が正常に行われるよう配慮するものとする。

(漁場環境の保全)

第11条 甲、乙及び丙の構成員は、ゴミ、釣具、未使用のまきえ等を海上投棄せず、漁場環境の保全に留意するものとする。

(同乗者の漁場利用規制の遵守)

第12条 甲、乙及び丙の構成員は、当該構成員の船舶に同乗している者が、まきえ船釣りをを行う際は、当該者に対し、第5条、第6条、第10条及び第11条に規定する漁場利用に関する規制の内容を遵守させるものとする。

(違反者の報告)

第13条 甲、乙及び丙の構成員は対象海域で違反を確認したときは現場での直接的行動を慎み、確認した本人の所属する団体に速やかに報告するものとする。

2 前項の報告を受けた団体は協議会及び大分県農林水産部漁業管理課（以下、「漁業管理課」という。）に速やかに報告するものとする。

(違反者の取締り)

第14条 漁業管理課は、必要があると認めるときは協定内容の遵守状況について、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができるものとする。

2 漁業管理課は別府湾南部海域における大分海区漁業調整委員会指示及び協定内容について違反を確認した場合は協議会に通知するものとする。

(違反者の措置)

第15条 協議会は前条第2項の規定により、漁業管理課から通知があった者に対して、別途定める停泊処分方針に基づき停泊を命じることができるものとする。

2 協議会は違反者に停泊処分を命じた場合は遅滞なくその履行状況について漁業管理課に報告するものとする。

3 停泊命令に従わない者の措置については、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

4 停泊処分以外の違反者に対する措置については、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、令和7年6月1日から1年間とし、甲、乙及び丙は、当該期間を経過した後に本協定の内容について改めて協議するものとする。

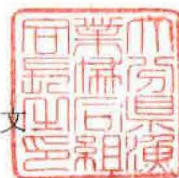
(その他)

第17条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

本協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙及び立会人記名、押印の上各自1通を保持する。

令和7年4月1日

甲 大分県漁業協同組合
代表理事組合長 中根隆文



乙 大分県遊漁船業協同組合
理事長 大倉泰弘



丙 大分県小型船安全協会連合会
会長 田口隆治



別府湾船釣り連合会
会長 伊東秀郎



立会人 大分県農林水産部審議監兼
漁業管理課長 大塚猛



